

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」の  
一部改正について

平成 21 年 6 月 23 日  
閣 議 決 定

「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』  
(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定) の一部を次のように改正する。

I の(1)中「今年度」を「2008 年度」に、「当面、総額 75 兆円規模」を「累次」に、「及び生活防衛のための緊急対策」を「、生活防衛のための緊急対策及び経済危機対策)」に改める。

I の(2)中「成長戦略を具体化し、」を「「未来開拓戦略」等を」に改める。

III の 1 (1) 中「今年度」を「2008 年度」に改める。

V の(2)中「明らかにする。」の次に「(「所得税法等の一部を改正する法律」  
(平成 21 年法律第 13 号) において措置済み)」を加える。

V に次のように加える。

(4) 「経済危機対策」及び関連補正予算において時限的に講じられた社会保障の機能強化の措置のその後の対応については、「経済財政改革の基本方針 2009」における社会保障の機能強化の必要性の観点等を踏まえつつ、財源確保と併せて検討する。